# 文部科学省定員規則 （平成十三年文部科学省令第十七号）

#### 第一条（本省及び各外局別の定員）

文部科学省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

#### 第二条（本省及び各外局の各内部部局、各施設等機関及び各特別の機関別の定員）

本省及び各外局の各内部部局、各施設等機関及び各特別の機関別の定員は、前条に定める本省又は各外局別の定員の範囲内において、文部科学大臣が別に定める。

# 附　則

この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、平成十三年一月六日から施行する。

##### ２

この本部令は、その施行の日に、文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）となるものとする。

##### ４

第一条の規定にかかわらず、文部科学省の本省の定員は、平成二十八年四月一日から同年九月三十日までの間においては、一、七九一人（うち、一人は、特別職の職員の定員とする。）とする。

# 附　則（平成一三年三月三〇日文部科学省令第五四号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一四年四月一日文部科学省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十四年四月一日から適用する。

# 附　則（平成一五年四月一日文部科学省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十五年四月一日から適用する。

# 附　則（平成一六年四月一日文部科学省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十六年四月一日から適用する。

# 附　則（平成一七年四月一日文部科学省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十七年四月一日から適用する。

# 附　則（平成一八年三月三〇日文部科学省令第八号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一九年四月一日文部科学省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の文部科学省定員規則（次項において「新規則」という。）の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

# 附　則（平成二〇年四月一日文部科学省令第一四号）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二〇年一二月二六日文部科学省令第三八号）

この省令は、平成二十年十二月三十一日から施行する。

# 附　則（平成二一年三月三一日文部科学省令第八号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二二年四月一日文部科学省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二三年四月一日文部科学省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二三年一一月二八日文部科学省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二四年四月六日文部科学省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の文部科学省定員規則（次項及び附則第三項において「新令」という。）の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

# 附　則（平成二四年七月一二日文部科学省令第三〇号）

この省令は、内閣府設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年七月十二日）から施行する。

# 附　則（平成二四年九月一四日文部科学省令第三二号）

この省令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

# 附　則（平成二五年三月二九日文部科学省令第一〇号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二五年五月一六日文部科学省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の文部科学省定員規則（次項において「新令」という。）の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

# 附　則（平成二六年二月一三日文部科学省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二六年三月二六日文部科学省令第一二号）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二七年四月一〇日文部科学省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の文部科学省定員規則（次項において「新令」という。）第一条及び次項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

# 附　則（平成二七年九月三〇日文部科学省令第三二号）

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

# 附　則（平成二七年一二月二五日文部科学省令第三七号）

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

# 附　則（平成二八年三月三〇日文部科学省令第一五号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二九年三月三一日文部科学省令第一六号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三〇年三月三〇日文部科学省令第一六号）

この省令は平成三十年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三〇年一二月二七日文部科学省令第三六号）

この省令は平成三十一年一月一日から施行する。

# 附　則（平成三一年三月二九日文部科学省令第一〇号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

# 附　則（令和二年三月三一日文部科学省令第一三号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

##### ２

改正後の文部科学省定員規則第一条の規定にかかわらず、文部科学省の本省の定員は、令和二年九月三十日までの間においては、一、七五九人（うち、一人は、特別職の職員の定員とする。）とする。

# 附　則（令和三年三月三一日文部科学省令第二〇号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

##### ２

改正後の文部科学省定員規則第一条の規定にかかわらず、文部科学省の本省の定員は、令和三年九月三十日までの間においては、一、七五四人（うち、一人は、特別職の職員の定員とする。）とする。